平成２７年（フ）第４６号
青森県平川市金屋上松元61番地１
債務者　小野ひとみ
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１６４号
熊本県合志市幾久富1758番地１　フローラルハイムＣ棟202号、前住所熊本市北区鶴羽田４丁目16番36号　レピュート鶴羽田Ｃ棟201
債務者　山中　幸生
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀89番地２
債務者　大久　和男
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２６号
群馬県桐生市広沢町１丁目2728番地の２　桐興ハイツ１－２
債務者　ＲＥＹＥＳ　ＡＲＲＯＹＯ　ＪＵＡＮ　ＲＩＣＡＲＤＯ（通称レイエス　リカルド）
１　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第５４号
埼玉県深谷市西島１番地５
債務者　新居　裕紀
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７２号
新潟市東区桃山町１丁目105番地22
債務者　木村裕紀子
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８３号
新潟市北区早通南５丁目２番23―26号、前住所新潟市西蒲区巻甲4076番地５
債務者　結城めぐみ（旧姓篭島）
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０４号
新潟市東区中木戸260番地46
債務者　スピーデン千恵子
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
石川県小松市南浅井町イ41番地３　みどりハイツⅠ102、従前の住所石川県能美市高坂町ハ99番地80
債務者　柴尾　高士
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第９５号
福井市花月２丁目２番６号
債務者　表　　真治（旧姓木下）
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
福井県坂井市三国町梶第31号21番地
債務者　那須　利恵
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
長野県松本市大手３丁目６番10号槙石ビル３階北　山崎秀隆法律事務所方
債務者　今泉　裕夏（旧姓宮澤）
１　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７７号
長野県松本市清水２丁目６番30号　清水東レジデンス205
債務者　田中　朱希
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７８号
長野県松本市横田３丁目20番７号
債務者　矢口一二美
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４４９号
名古屋市中村区太閤通６丁目14番地　アレアイーストコート中村102号、従前の住所名古屋市中村区稲上町３丁目52番地
債務者　森　　啓子
１　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５号
兵庫県西宮市池開町７番27号
債務者　河野　祐也
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０７号
兵庫県西宮市今津水波町９番20―303号
債務者　大山　弘恵（旧姓金）
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３９号
兵庫県西宮市甲子園網引町６番12―304号
債務者　福島　由美（旧姓宮野）
１　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係